

聖心女子大学図書館貴重図書利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聖心女子大学図書館利用規程第22条に基づき、聖心女子大学図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書の利用に関し、必要な事項を定める。

(閲覧)

第2条 貴重図書の閲覧を希望する者は、予め図書館長（以下「館長」という。）に所定の「貴重図書閲覧許可願」を申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により許可された資料は、係員が出納する。
- 3 閲覧は、聖心女子大学図書館利用規程第4条に定める図書館開館日のうち、月曜日から金曜日までの許可された時間内とする。
- 4 閲覧は、一度に2冊以内とし、閲覧は指定された場所において行い、図書館外に持ち出ししてはならない。
- 5 閲覧の際、使用できる筆記用具は鉛筆のみとする。万年筆・ボールペン等の使用はできない。

(館外帯出)

第3条 貴重図書の館外帯出は、許可しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学術的若しくは公共性のある展覧会等に出品する等、聖心女子大学図書館利用規程第24条に基づき、貴重図書の出陳を依頼しようとする者は、予め館長に「貴重図書館外帯出許可願」を申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 前1項の規定にかかわらず、本学教職員は、予め館長に「貴重図書館外帯出許可願」を申請し、その許可を受けたうえ、授業又は研究のため当日中を条件に、当該貴重図書を学内において使用することができる。

(複写)

第4条 貴重図書の複写を希望する者は、予め館長に「貴重図書複写許可願」を申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 複写は撮影等利用を原則とし、電子複写は許可しない。
- 3 撮影をすることなく、図書館の所蔵するフィルム等により、目的を達成することができると思われる場合は、これを利用して複写するものとする。
- 4 第2項の規定により撮影されたフィルムは、図書館に寄贈するものとする。

(複製)

第5条 貴重図書を学術研究の資料として複製しようとする者は、予め館長に「貴重図書複製許可願」を申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた場合において、複製本中に原本が図書館所蔵の資料である旨を明記し、複製本を2部図書館に寄贈しなければならない。
- 3 出版販売を目的とした貴重図書の複製は有料とし、その内容に応じて使用料金及び寄贈部数等を定める。

(資料の公表)

第6条 利用した貴重図書の内容を公表するときは、図書館所蔵の資料に基づくものであることを明記し、掲載した著書・論文を図書館に1部寄贈しなければならない。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。